

令和7年度
事業計画書

社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

1 基本方針

少子高齢化、単身・高齢者世帯の増加傾向が続き、また、厳しい経済状況による雇用や生活不安などを要因とする生活困窮やひきこもりなど、地域生活課題はより一層深刻化・複雑化している中、福祉ニーズに迅速、的確に応え「一人一人が輝き、安心と共感を生む福祉のまちづくり」の推進役としての役割がますます重要となっています。

制度の狭間で支援を必要としている人たちを支える「地域共生社会」の実現に向け、生活困窮者の自立支援などとともに、重層的支援に連動した「包括的支援体制づくり」が求められています。

湯梨浜町社会福祉協議会も設立20年を経過し、新たな10年の節目でもあり町民の皆様に社会福祉協議会の目的や事業を広く認識していただき、社会福祉協議会に対する支援と協力の和を一層広げ、町民参加による町民主体の地域福祉活動に積極的に取り組みます。介護保険事業においては人材確保や経営改善に取組み、地域の福祉ニーズに柔軟に対応したサービス提供に努めます。

また、すべての事業場において、法令遵守の徹底と透明性の確保に努め、働きやすい環境づくりに取り組みます。

2 理念及び目標

理 念 「一人ひとりが輝き、安心と共感を生む福祉のまちづくり」
－公私協働による福祉コミュニティづくり－

基本目標

- (1) みんなで支え合い、共に生きる地域づくり
- (2) 地域福祉を支えるしくみづくり
- (3) 共につながるネットワークづくり

3 実施事務・事業

【総務福祉課】

- (1) 法人の経営

- ① 理事会（年5回）・評議員会（年4回）・監査会（年2回）の開催
- ② 内部金庫監査（年2回）
- ③ 正副会長会の開催（隨時）
- ④ 定款及び諸規程の整備
- ⑤ 法人登記及び現況報告
 - * 定款変更及び資産総額変更登記
 - * 法人現況報告（HP掲載）
- ⑥ 管理職会議（毎月1回）、業務経営会議（毎月1回）
- ⑦ 法令遵守、危機管理体制の徹底
- ⑧ 経営改革に係る組織及び事業の見直し
- ⑨ 社会福祉充実残額の算出及び社会福祉充実計画の策定（残額がある場合）
- ⑩ 各関係機関・団体との連絡調整

（2）人事・労務・衛生管理

- ① 人事考課、評価制度の実施
- ② 適正な労働時間の管理、年次有給休暇の取得促進（働き方改革）
- ③ 職員の健康管理、感染症予防の啓発と実践
- ④ 職場環境の整備（衛生推進者の設置、職場巡回月1回）
- ⑤ 男女共同参画推進企業及びイクボス宣言企業としての推進
- ⑥ 障がい者雇用の促進

（3）研修事業

- ① 役員研修
 - * 市町村役員セミナー、緑陰大学等研修の参加
- ② 職員研修
 - * 全体研修、業務別研修、階層別研修（初任者・中堅職員・管理的職員研修）
 - * 人権教育、交通安全等の取り組み
 - * 専門職員実務研修への参加
- ③ 職員資格取得及び更新の促進（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）

（4）施設・備品管理

- ① 経費節減への積極的な取り組み
- ② 保健福祉センター「つわぶき荘」の運営
- ③ 老人福祉センター東湖園の指定管理運営

（5）公用車の運行管理

（6）町との連携

- * 町地域ケア会議の参加
- * 町ケアマネネットワーク会議の参加
- * 町虐待防止ネットワーク会議

（7）契約事務、会計事務、庶務全般

（8）会費の理解・募集、寄付金の収受

(9)調査・啓発事業

- ①広報紙「ふくし湯梨浜」の発行
- ②ホームページによる情報発信、情報公表
- ③TCCや新聞等メディアの活用
- ④各種調査の実施（世帯類別調査等）

(10)地域福祉推進活動計画

第4次地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）による事業推進
地域福祉推進協議会評価の実施

(11)相談・利用者支援事業

- ①『暮らしサポートセンター ゆりはま』の運営

生活に関する困りごとの総合的な相談窓口として、相談・利用者援助を一体的に行う。
また、物価高騰等の影響や就労困難な世帯に対しそれぞれの事情に応じた伴走型の支援
に取り組む。

<業務内容>

*ふれあい総合相談所の運営（町受託事業）

- 法律相談（年12回）
- 土地・財産相談（年4回）

*生活困窮者自立支援事業（町受託事業）

<自立相談支援事業>

生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの
自立を支援する。

- 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状況にあった支援計
画を作成し、必要なサービスにつなぐ
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発
- 支援調整会議の開催（随時）
- フードサポート事業

<家計改善支援事業>

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、家計の状況を「見える化」・再生の計
画・個別のプランを作成することにより家計の改善を図る。

- 家計管理に関する支援
- 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援

<被保護者就労支援事業>

- 生活保護被保護者に対して、就労に向けて支援する。
- 被保護者の抱える課題が多様化する中、被保護者個々人に対するアセスメント
を丁寧に実施し、生活保護担当者と連携を取りながら被保護者個々人の状態に
応じた自立支援を行う。

*えんくるり事業（県社協、社会福祉法人共催事業）

生活困難者に対する相談支援事業

深刻な生活課題の解決に向け、既存の制度の対象とならない事業に対応する。

*生活福祉資金貸付及びフォローアップ事業（県社協受託事業）

- 低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、失業者世帯などへの相談と資金貸付
- コロナ特例貸付の償還に係る事務手続き及び相談の対応

*日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力が低下した高齢者、知的・精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行い、地域で安心した生活ができるよう支援する。

- 相談の受付、計画作成と支援サービスの提供
- 生活支援員の登録及び研修会の実施
- 内部審査、保管物件検査の実施

*成年後見（法人後見）事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、後見人等（法人後見）となることにより被後見人等の財産管理及び身上保護を行う。また、この事業を実施することで相談機能の充実と相談体制の整備を図る。

- 成年後見に係る相談支援
- 成年後見人等の受任
- 運営委員会の開催（随時）

②苦情解決処理第三者委員会の開催

③意見箱の設置（つわぶき荘・東湖園・ハワイアロハホール・しじみの郷・ながせこども園）及び対応

（12）地域福祉活動推進事業

①福祉推進員及び愛の輪協力員の設置・運営

②緊急連絡カードの設置

③保健福祉会の支援

日常生活の不安や地域の複雑な課題をみんなの問題として捉えて話し合い、解決に向け地域で具体的な行動がとれるよう支援する。

- ・保健福祉会活動の推進（役員会等への職員派遣）
- ・見守り活動（一人暮らし高齢者世帯等）
- ・いきいきサロンの支援
- ・支え合いマップ（福祉・災害マップ）の新規作成及び更新作成

④災害時要支援者対策促進事業（3自治会）

災害時要支援者対策ステップアップ事業（2自治会）

⑤サロン世話人交流会等地域リーダーの養成・研修会の開催（年1回）

⑥生活支援体制整備事業（町受託事業）

- 生活支援コーディネーターを地域ごとに配置（3名）し、生活に関する困りごと

の把握及び対応。

○小地域福祉ネットワーク研修会の開催

⑦生活困窮者支援等のための地域づくり事業（町補助事業）

地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図りつつ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて地域福祉の推進を図ります。

○地域住民のニーズ・生活課題の把握

○地域住民の活動支援・情報発信等

○行政、地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

○地域コミュニティを形成する居場所づくり

⑧重層的支援体制整備事業（町受託事業）

* 参加支援事業

介護・障害・子ども・困窮等の既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復できるよう支援する。

* アウトリーチ事業

長期のひきこもりなど複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない対象者に対して、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を行う。

* 生活困窮者就労支援事業

安定した収入を得るために就労が不可欠であり、個々の状況を把握して、適した就労へつながるよう支援する。

(13)在宅福祉サービス事業

①ボランティアによる食事サービス

○羽合配食（毎週水曜日）利用予定者29名、ボランティア48名

○泊ふれあい給食（毎週火曜日）利用予定者8名、ボランティア23名

○とうごう配食（毎週火曜日）利用予定者11名、ボランティア88名

②まごころ配食（毎日型）サービス事業（町補助事業）

食事作りが困難な高齢者、障がい者世帯等に対し、必要に応じ夕食を配食。

○登録者27件、延べ4,080食

③のりあいバス運行事業

高齢者世帯等を対象に、買物、通院等の移送。

毎週金曜日（町内全域）運行

○登録者予定 40名

④地域リハビリ・レク事業の実施

ボランティアや職員（PT等）が指導者となり積極的に集落に出かけ、簡単なリハビリ指導やタオル体操・レクリエーションなどを実施し介護予防の効果を上げるよう努め

る。

⑤いこいの日事業（老人福祉センター東湖園）

社協版介護予防事業として、生きがいづくりや閉じこもり防止のため、軽スポーツ、レクリエーション、リハビリ体操、趣味活動などを実施する。

○登録者予定 16名、毎週木曜日

⑥一人暮らし高齢者の集い

町全域及び各地域別に開催

⑦一人暮らし高齢者への個別訪問（アウトリーチ）

職員が直接訪問することにより現状を把握するとともに、困りごとの早期発見、福祉サービスの情報提供等を行う。

(14)障がい者福祉サービス事業

①障がい者相談支援事業

それぞれの障がいや状態に応じた計画作成を行い、支給の申請を行う。また支給内容をもとにサービス利用や就労等の調整、支援を行う。

○登録予定数 20名

②障がい者地域活動支援センター事業（みんなの家）

利用者が作業や野外活動、趣味活動、地域交流などの活動を通して、生きがいや楽しさを感じられるよう、一人ひとりの状況にあった支援を行う。

○登録者数 10名、実施日数 242日

(15)ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の場を地域へ広げ、町民が活動・交流する機会を提供する。

- ① ボランティアの登録・需給調整
- ② ボランティア情報の提供
- ③ ボランティア養成講座・ボランティアの集い開催
- ④ ボランティア団体の支援

(16)地域あんしんサービス「助さん」の運営

住民参加型福祉サービス（住民相互の助け合いによる有償サービス）「助さん」の啓発に努め、利用の拡大を図る。

○依頼会員 76名、協力会員 60名、利用予定回数 50件

(17)福祉教育事業

地域や学校において積極的に福祉教育に取り組み、思いやりの心を育て、共に生きる地域づくりを推進する。

- ① 福祉教育協力校の福祉活動支援（町内小・中・高等学校）
- ② ふれあい福祉まつりの開催（期日：10月11日、会場：ハワイアロハホール予定）
- ③ 福祉体験学習の開催
 - ボランティアスクール（参加者：60名）
 - 高齢者・車いす疑似体験等

(18)住民福祉援護事業

- ① 住民援護器具の貸し出し（祭壇、イベント用具等）
 - ② 介護用具の貸し出し（車いす）
 - ③ マイクロバスの運行
- (19)当事者団体の事務局
- ① 高齢者クラブ連合会
 - ② 身体障害者福祉協会
 - ③ 三幸会（障がい者育成団体）

【在宅福祉課】

(1)在宅福祉課各種会議、研修会の開催

各事業所の情報共有や課題、その解決策を協議し、サービスの質を高めるとともに業務負担軽減や効率的で働きやすい職場環境づくりの検討を行います。また、研修会や検討会を継続して開催し、専門性の高い知識やスキルの習得に努め、法令遵守、危機管理、事故防止等適切な事業運営を行います。

- ① 在宅福祉課会議
 - 開催回数：毎月 1 回
- ② 各事業所管理者会議
 - 開催回数：必要に応じて随時
- ③ 感染症対策委員会
 - 開催回数：年間 2 回
- ④ 虐待防止対策委員会
 - 開催回数：年間 2 回
- ⑤ 各事業所業務検討会
 - 開催回数：毎月 1 回
- ⑥ 各事業所内部研修会
 - 必要に応じて随時
- ⑦ 在宅福祉課全職員研修会
 - 感染症防止、非常時災害、高齢者虐待防止等
- ⑧ 各事業所外部研修会
 - 参加回数：年間 2~5 回程度

(2)社協らしい介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業等の実施

厳しい事業運営状況において、介護サービスは利用者や家族の生活を継続する上で欠かせないものとなっています。自立支援・介護予防の視点で個々のニーズに合った適切な「選ばれる・魅力あるサービス」の提供を目標に、インフォーマルサービスの導入、社協職員一人ひとりが利用者の想いに寄り添い、専門職として質の高いサービスを目指します。

- ① 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業所では、利用者が住み慣れた地域で、その人らしい暮らしを続けられるよう、相談対応、介護保険サービス、インフォーマルサービス等を組み合わせながらプラン作成等を行い、利用者、家族の支援を行っていきます。

○居宅介護支援プラン件数：51件（月平均）

○介護予防・総合事業プラン件数：27件（月平均）

○要介護認定調査件数：33件（年間）

② 通所介護（介護・総合）事業

泊通所介護事業所…令和5年4月～休止中

東郷通所介護事業所は、介護予防の観点から理学療法士による個々の利用者に合った有効なリハビリを強化実施し、アクティビティ活動の充実を図り、ADL・IADLの維持向上に努めます。

○通所介護登録者数：32人

○総合通所介護登録者数：13人

③ 小規模多機能型居宅介護（介護予防）事業 『しじみの郷』

地域密着型介護サービスの一翼を担い、利用者や家族のニーズに対応し、通い・訪問・宿泊のサービスで24時間365日切れ目なく暮らしを支えます。地域の方との交流や認知症の方への理解を深められるよう「カフェしじみ」を継続実施していきます。

また、他の小規模多機能型居宅介護事業所との交流を通して、情報交換や事業所としての研鑽を積み、サービスの質の向上に繋げます。

○登録者数：（要介護）15人、（要支援）1人

(3)障がい者総合支援事業の実施

障がい者が住み慣れた地域で生活するために、障害者総合支援法に基づき、関係機関との連携を図り、生きがいや楽しさを感じられる個別性を重視した細やかなサービス提供を行います。また、障がい者がスムーズに地域移行できるように関係機関との連携を図り、適切な対応ができるよう職員の資質向上に努めます。

日中一時支援事業（障がい者デイサービス）

東郷デイサービス 登録者：2人

(4)地域支援事業(町受託)

高齢者筋力向上トレーニング事業

特定高齢者で運動機能の低下がある方を対象とし、筋力トレーニングを実施、より効果的な介護予防事業を推進します。

○元気アップ筋力トレーニング 週2回…65歳以上の希望者

○筋力トレーニング 週2回…事業対象者、要支援1・2等

(5)利用者本位のサービス提供

① サービス満足度調査（年1回）の継続実施とサービスの質の向上

② リスクマネジメントの強化による業務改善の実施

③ インフォーマルサービスとの連携調整

(6)安心してサービスを継続できる体制を整える

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対応について定期的に委員会を開催し、検討する。
- ② 感染症、非常災害の発生時で必要な訓練、研修を定期的に行う。
- ③ 事業継続化計画（BCP）の定期的な見直しを行う。
- ④ 虐待の発生又は再発防止のための対策について定期的に委員会を開催し、研修を行う。

(7)人材確保と人材育成

- ① 研修会への積極的な参加と復命研修、事業所内研修の充実
- ② 資格取得勧奨（認知症介護基礎研修、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等）

【ながせこども園】

《湯梨浜町教育保育理念》

「自律のめばえを育む保育をめざす」

《ながせこども園基本方針》

「一人一人の発達の道筋を重視し、しなやかな心と体を育て、自立から自律へと導いていく」
《ながせこども園教育・保育目標》

「心身ともに健やかでたくましく、豊かな感性と主体的に行動する力を育む」

(1)認定こども園（保育所型）の施設

- 教育認定（1号）　満3歳以上で、2号認定以外の子ども
- 保育認定（2号）　満3歳以上で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども
- 保育認定（3号）　満3歳未満で、保護者の就労や疾病、その他の理由により保育を必要とする子ども

(2)町受託運営

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| ① ながせこども園 | 令和7年度園児数予定 | 106名 |
| ② 通常保育時間 | | |
| ○教育認定（1号） | 教育標準時間 | 8時30分～15時30分 |
| ○保育認定（2号・3号） | 保育短時間 | 8時30分～16時30分 |
| | 保育標準時間 | 7時30分～18時30分 |

③特別保育事業

*延長保育（有料）

- | | | |
|--------------|--------|---------------|
| ○保育認定（2号・3号） | 保育短時間 | 7時00分～8時30分 |
| | | 16時30分～19時30分 |
| | 保育標準時間 | 7時00分～7時30分 |
| | | 18時30分～19時30分 |

*一時預かり事業（有料）

○教育認定（1号）	教育標準時間 15時30分～19時30分 土曜日・春休み・夏休み・冬休み（年末年始除く） 7時00分～19時30分	7時00分～8時30分
*乳幼児保育・・・・・・	0歳児の乳幼児（概ね生後8週目）から入園可能。	
*障がい児保育・・・・・・	専門機関と連携をとりながら、一人一人に適した支援を行う。	
*一時保育・・・・・・	未就園児の冠婚葬祭や病気、出産などで緊急に子どもを預けたい家庭を対象に保育を行う。	
*子育て支援・・・・○	○オープンデー 未就園の親子を対象に、園を開放し遊びの場を提供する。 また、子育ての悩みや相談に応じる。	オープンデー
○子育てサロン	地域の子どもと親、祖父母などを対象に、子育てについての情報交換や相談に応じる。	
*休日・病児・病後児保育・・・	町が倉吉市の園・病院に委託。 町が湯梨浜町内の病院に委託。	町が倉吉市の園・病院に委託。

④病児保育給食事業

*医療法人 紡との委託契約

○病児保育施設「キッズケア ポノ」への給食提供 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日の週4日施設への給食提供。（1日あたり5食を提供）

(3)学校評価制の導入

*自己評価を行い教育・保育を振り返る。

評価評議員会で教育保育の評価を行い、より良い「こども園」運営を行っていく。

*小学校との接続や連携を深め、教育保育の充実を図る。

*職員の研修を深め、教育保育の質の向上を図る。

(4)具体的な取組

① 園評価

評価員・評議員合同会（年2回）・中間報告（年1回）重点目標によるクラス評価
・園公開・保護者アンケート（各行事）アンケート回答・職員の自己評価（年2回）

②各会議と職員間の連携

職員会（月1回）園内研修（月1回） 全職員

代表者会（保育協議）・ケース会（事例研究）（月1回） 各クラス1名

以上児会・未満児会（各担任）・発達支援会議・研究推進など

③教育関係者・外部講師・指導員による研修

町計画訪問・中部地区要請訪問など

職員園内研修・・・リズム運動・園内研修など

園児・・・・野球・音楽・絵本の読み聞かせ・命の話など

外部各研修会・・・幼保合同研修会・県教育センター専門研修・就学前教育研修・
人権保育研修会・発達支援研修会・保育教諭研修会・感染症
食中毒防止研修会 他

④町内園との連携

園長会・園長・副園長会・ミドルリーダー還元研修（副園長）・人権保育担当者会・
各年齢別研究会・食育検討会・献立委員会・羽合地域三園年長児交流会・就学前教育
研修会公開保育

⑤小学校との連携

年長児引き継ぎ会・園小学校連絡会・小学校教諭園訪問・小学校5年生との交流・
小学校1年生との交流・体験入学・発達支援児及び気になる子の移行支援会議（湯
梨浜町放課後児童クラブとの引継ぎ）

⑥関係機関との連携

1. 加配園児の支援会議・病院受診・中部療育園受診同行・
こども発達サポート糸療育同行
2. 障害福祉サービス事業の保育所等訪問支援の受け入れ

⑦家庭との連携・啓発

家庭訪問・コドモン（ITシステム）で家庭との連携を活用・おたより発行
(月1回)：園だより・給食だより
(年1回)：保育参加日及び給食試食会・クラス会
(年2回)：子育て懇談・保護者学習会
(年4回)：保健だより・交通安全だより・ふれあいデー
(年6回)：クラスだより・人権保育だより

⑧園児の健康・保健・安全

- 身体測定（毎月）・ふれあいデー（毎月）（ノーテレビ・早寝早起き朝ごはん・
絵本の読み聞かせなど）
- 各検診 内科（年2回）・歯科（年1回）・尿検査（年1回）
- 避難訓練（火災・地震・風水害・不審者侵入・園外保育時）（月1回）
湯梨浜消防署（年1回）
- 交通安全教室（年1回）・長瀬駐在所・倉吉警察署

⑨地域社会との交流

高齢者（町内福祉施設、デイサービス利用者、地域高齢者）・更生保護女性会・
地域ボランティア・他園児・小学生・中学生・高校生・大学生（ボランティア、
学習交流を含む）・障がい児

⑩主な園行事

入園式・親子ふれあい遠足・家族参加日・夏祭り（アロハまつり）・運動会・
秋のピクニック・生活発表会・お楽しみ会・新年始まりの会・節分（春を迎える会）
・ひなまつり会・おもいで遠足・おもいで会・卒園式など